

お住まいのリフォームなどをお考えの方へ

「住宅リフォーム促進事業」をご利用ください



昨年度に引き続き、経済活性化対策日野町住宅リフォーム促進事業を平成18年度も実施します。

「お風呂や台所を改造したい」「汚れた壁紙を張り替えたい」「雨漏れする屋根を葺き替えたい」など、日野町にお住まいの皆さんが、お家の修繕・改修・補修工事（住宅リフォーム）などを行う場合に、助成金（商品券）を交付します。

この「住宅リフォーム促進事業」により、町内の建築産業や商業関係への民間需要を呼び起こし、緊急経済対策として個人消費を促して地域経済の活性化を図っていきます。

平成17年度 リフォーム実施例



▲Aさん宅の台所：リフォーム前



▲Aさん宅の台所：リフォーム後

対象住宅

自らが所有し、居住している住宅。共同住宅等は専有部分のみ対象。（借家、賃貸、売却が目的の住宅は除く）

対象工事

【前提条件】

- ・町内に本社を有する法人か個人の施工業者を利用
- ・対象の工事が20万円以上
- ・交付決定後に着手し、年度内に完了する工事

【工事内容】

- 次のいずれかに該当するもの
- ① 老朽化、災害等による住宅の修繕・改修・補修の工事
 - ② 住宅の模様替えのための工事
 - ③ 便所・台所・浴室等の公共下水道関連工事（ただし、屋外工事は除く）

助成金額

- ④ 対象建物への防犯機能の付与および強化のための工事
 - ⑤ 日野祭を見るための桟敷窓の設置を伴う板塀工事
- ※千円未満切り捨て

交付方法

町が指定する商品券で交付

申し込み資格

- 次の要件をすべて満たす方
- ① 町内に住所を有し、居住されている方
 - ② 助成対象住宅を所有されている方（同一世帯の方を含む）
 - ③ 国・県・町など、他の制度の補助などを受けていない方

- ④ 町税や町の各種融資の償還に滞納がない方
 - ⑤ 過去にこの事業の助成を受けたことがない方（住宅を含む）
- 事前相談（申し込み）**
- 【申し込み期間】
平成18年5月8日（月）から5月26日（金）まで
- 【申し込み方法】
予定されている住宅リフォームの概要書類（見積書、図面等）・印鑑をご持参の上、商工観光課までお越しください。
- ※申し込み多数の場合は5月下旬に抽選を行い、決定します。
- 交付申請**
- 事前相談（申し込み）後、抽選などの方法により助成金が受けられるようになった場合には、交付申請書を提出いただきます。交付申請書の提出後に、適当と認められた場合には交付決定を行います。工事は、交付決定後に着手し、年度内（平成19年3月31日まで）に完了しなければなりません。また、助成金の増額による変更承認申請はできませんので、ご了承ください。

◆問い合わせ先
商工観光課 商工観光担当
☎026562 有線08965